

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL 03-5356-6377
TEL 048-781-2651
URL <http://www.slmo.co.jp/>

《協会けんぽ被扶養者異動届の取扱いについて》

平成 30 年 10 月 1 日以降に日本年金機構で受け付ける「健康保険被扶養者（異動）届」について、添付書類の取扱いが変更になります。

具体的には、認定を受ける被扶養者と被保険者の続柄について、戸籍謄本等の証明書類の添付を求められることになります。

ただし、被保険者と認定を受ける被扶養者のマイナンバーを記載した上、戸籍謄本等で事業主が続柄を確認し、備考欄に「続柄確認済み」と記載すれば、添付書類を省略することができます。

〈添付書類一覧〉

添付書類	目的	添付の省略ができる場合
次のいずれか ・戸籍謄本または戸籍抄本 ・住民票※1 (提出日から 90 日以内に発行のもの)	続柄の確認	次のいずれにも該当するとき ・ <u>被保険者と扶養認定を受ける方双方のマイナンバーが届出書に記載されていること</u> ・左記書類により、 <u>扶養認定を受ける方の続柄が届出書の記載と相違ないことを確認した旨を、事業主が届出書に記載していること</u>
年間収入が「130 万円未満※2」であることを確認できる課税証明書等の書類	収入の確認	・ <u>扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象の配偶者または扶養親族である旨を、事業主が届出書に記載しているとき</u> ※3 ・16 歳未満のとき
仕送りの事実と仕送額が確認できる書類 ・振込の場合…預金通帳等の写し ・送金の場合…現金書留の控え（写し）		・16 歳未満のとき ・16 歳以上の学生のとき

※1 被保険者と扶養認定を受ける方が同居していて、被保険者が世帯主である場合に限りです。

※2 扶養認定を受ける方が次のいずれかに該当する場合は「180 万円未満」です。(年収には公的年金も含まれます。)

・60 歳以上の方 ・障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者

※3 障害年金、遺族年金、傷病手当金、失業給付等非課税対象の収入がある場合は、受領金額が確認できる通知書等のコピーの添付が必要です。

《雇用保険継続給付の同意書による署名・押印の省略について》

平成 30 年 10 月 1 日より、雇用保険継続給付（育児休業給付金・高年齢雇用継続給付金・介護休業給付金）の手続きについて、その申請内容等を事業主等が被保険者に確認し、被保険者合意のもと「記載内容に関する確認書・申請等に関する同意書」を作成し保存することで、申請書への被保険者の署名・押印を省略することができます。

その場合、申請書の申請者氏名・署名欄には「申請について同意済み」と記載してください。

〈対象となる申請書〉

- 高年齢雇用継続給付金…受給資格確認票・（初回）支給申請書、支給申請書、賃金証明書
- 育児休業給付金…受給資格確認票・（初回）支給申請書、支給申請書、賃金証明書
- 介護休業給付金…支給申請書、賃金証明書

上記内容につきましてご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。